**高校生　消費者教育　ワークシート**

正解つき

年　　組　　番　名前

●契約ってなんだろう●　契約とは法律上の責任が生じる約束

講座を振り返り、契約の成立について考えてみましょう。

**かしこまりました**

（　　　　）に入る言葉を書いてください。

① 契約は、（　　申込み　）と（　承諾　　）で成立する。

② 契約は、お互いの（　意思が合致したとき　 ）に成立する。

●未成年者契約の取消し●　法定代理人の同意のない契約は取消しできる

(　　　　)に入る言葉を書いてください。

① 未成年者契約の取消しをすると、受け取った商品は( 返品 )し、支払った代金は（ 返金　）される。

② こづかいや、成人とウソをついた場合は取り消しが（　できない　）。

●クーリング・オフ制度について●

講座を振り返り、クーリング・オフ制度について考えてみましょう。

昨日、街中で声をかけられて、店舗に連れて行かれて高額な化粧品の契約をしました。この契約はやめることができるでしょうか。理由も一緒に考えてください。

契約をやめることが

　　　　　できる　　　　　　　　　　　できない

その理由

　不意打ち性があり、冷静に考えて契約することができなかった

　化粧品を購入する目的で店舗を訪れていない

　キャッチセールスだから

●インターネットショッピング●

（　　　　）に入る言葉を書いてください。

① ネットショッピングは、クーリング・オフ制度が（　ない　　　　）。

② ネットショッピングは、注文する前に契約条件や（　解約方法　　）を確認する。

③ ネットショッピングは、トラブルを防ぐために（最終確認画面）を保存しておく。

●若者の消費者トラブル●

次の文章が正しい場合は○、間違っている場合は×を（　　　）に記入してください。

① マルチ商法のクーリング・オフは、契約書受領日から２０日以内である。

② エステ店で１年間、２０万円の脱毛エステ契約をした。解約したいが、店に行って契約したので、クーリング・オフはできない。

③ マッチングアプリで知った友人から投資を勧誘されたが、応じる気持ちはない。お金がないと断るのが最も効果的だ。

④ 若者の消費者トラブルは、ＳＮＳの広告が入り口になっていることが多い。

　　　　　　　　　　　　　　　　解答（①○　　②×　　③×　　④○　　）

●お金の使い方●

（　　　）に入る言葉を書いてください。

① クレジットカードの支払いをしないと、（　信用情報機関　　）にその情報が

登録される。

② クレジットカードの利用は、支払いをするまでは（　　借金　　）である。

③ クレジットカードの返済方法で、毎月一定額を支払う方法を（　リボルビング　）払いという。

④ 消費者金融で借金すると、借金した金額と（　利息分　　）の返済が必要だ。

●消費生活センターとは●

（　　　）に入る言葉を書いてください。

消費者トラブルにあったら、（　消費生活センター　）に相談する。相談は無料。

秘密は守る。消費者ホットラインは、（　１８８　 ）　番号を覚えておこう。

最寄りの消費生活センター（消費生活相談窓口）を調べてください。

|  |
| --- |
| 名称  場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |